

(別紙)

令和6年度里親支援事業業務委託仕様書

1 趣 旨

里親制度の普及や里親委託を推進するため、里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより養育里親技術の向上を図る。

また、里親の負担を軽減するために里親相互の交流促進を図る。

2 内 容

本事業は「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知（以下「国実施要綱」という。））及び「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（平成30年7月6日子発0706第2号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。

(1) 事業内容

① 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親経験者による講演会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行う。

ア 講演会の実施（1回以上）

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 通知・連絡・相談用務
- (ウ) 会場設営及び撤去に係る用務
- (エ) 講演会の進行 など

イ 広報配布物（チラシ・パンフレット・リーフレット等）の作成及び配布（1回以上）

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 広報配布物の作成（最終案を県と協議する。）
- (ウ) 配布会場の調整に係る用務 など

② 里親研修・トレーニング等事業

ア 養育里親・養子縁組里親基礎研修（研修（施設見学含む）：2回以上，1回あたり1日実施，受講者数は30人程度）

こども家庭庁長官が定める基準を満たす養育里親・養子縁組里親基礎研修を実施する。

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 通知・連絡・相談用務
- (ウ) 会場設営及び撤去に係る用務
- (エ) 研修の進行
- (オ) 養育実習（施設見学）先の選定及び受講者と養育実習先との調整用務 など

イ 養育里親・養子縁組里親登録前研修（研修：1回以上，1回あたり連続する2日実施，受講者数は30人程度，実習：2日実施）

こども家庭庁長官が定める基準を満たす養育里親・養子縁組里親認定前研修を実施する。

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 通知・連絡・相談用務
- (ウ) 会場設営及び撤去に係る用務
- (エ) 研修の進行
- (オ) 養育実習先の選定及び受講者と養育実習先との調整用務 など

ウ 養育里親・養子縁組里親更新研修（研修：2回以上，1回あたり1日実施，

実習：対象者のみ1日実施)

こども家庭庁長官が定める基準を満たす養育里親・養子縁組里親更新研修を実施する。

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 通知・連絡・相談用務
- (ウ) 会場設営及び撤去に係る用務
- (エ) 研修の進行
- (オ) 養育実習先の選定及び受講者と養育実習先との調整用務 など

エ 専門里親認定研修（養育実習に関するもの，7日（1日宿泊含む）実施）

こども家庭庁長官が定める基準を満たす専門里親認定研修を実施する。

- (ア) 関係機関と連絡調整用務
- (イ) 通知・連絡・相談用務
- (ウ) 養育実習先の選定及び受講者と養育実習先との調整用務 など

月	研修等名	内容
5月	養育里親・養子縁組里親更新研修①	研修の実施に当たっては、次の規定にしたがうこと 【詳細について】 <ul style="list-style-type: none">・里親制度の運営について・養育里親研修制度の運営について・養子縁組里親研修制度の運営について・専門里親研修制度の運営について 【研修科目について】 <ul style="list-style-type: none">・（養育里親研修）児童福祉法施行規則第一条の三十四のこども家庭庁長官が定める基準・（養子縁組里親研修）児童福祉法施行規則第一条の三十八のこども家庭庁長官が定める基準・（養育里親更新研修）児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第二項のこども家庭庁長官が定める基準・（養子縁組里親更新研修）児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項のこども家庭庁長官が定める基準・（専門里親研修）児童福祉法施行規則第一条の三十七第二号のこども家庭庁長官が定める研修
6月	里親交流会①	
7月	養育里親・養子縁組里親基礎研修①、②	
8月	養育里親・養子縁組里親登録前研修①	
9月	養育里親・養子縁組里親更新研修②	
10月	講演会①	

※上記内容により実施し、開催日は県に事前に相談すること。

③ 里親訪問等支援事業

ア 里親による相互交流（1回以上）

里親や里親を希望する者，養子希望者等が集い，養育についての話し合い等相互の交流を行い，情報交換や養育技術の向上等を図る。

(2) 事業の実施体制

事業の実施にあたっては，職員を1名以上配置し，確実に事業を実施できる体制を確保すること。

2 (1) ③を担当する里親等相談支援員は，国実施要綱第4の4の(4)に示す担当者の資格要件を満たす職員であること。

兼任の職員については，人件費等の区分を明確にすること。

また，里親支援業務を担う職員は，国実施要綱に定められたフォスタリング業務に携わる職員向けの研修を受講していることが望ましい。

(3) 設備

本事業の実施に当たり、次の設備を備えること。

- ① 事務室（兼用可）
- ② 連絡調整用務等において用いる電話及びコピー機等，研修の運営に必要なオンライン機器等の必要な設備（兼用可）

3 事業の実施地区

2（1）の実施にあたっては、県内全域において実施する。

4 その他

- (1) 2（1）に示す講演会，研修及び交流会等における受講料は無料とすること（ただし，会場までの交通費や昼食代，通信料等については受講者負担）。
- (2) 業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 業務を処理するための個人情報の取扱について，契約書の別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業者は，里親支援を行っている児童相談所の担当職員及び関係機関と十分に連携を図りながら里親家庭の支援に当たること。
- (5) 里親支援専門相談員連絡会等に参加し，関係機関との連携に努めること。
- (6) 本業務の受託者が前年度から変更した場合は，業務開始前に前年度の受託者から業務の引継ぎを受けること。また，本業務に係る契約の終了後，他法人等に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には，利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ，円滑な引継ぎに努めること。